

4-3 イラン産原油の輸送に係る諸問題

イランの核開発問題に対する経済制裁により、イラン産原油輸送に対する欧米保険者による保険引き受けが禁止されるなか、わが国ではイラン産原油輸送を継続するため、2012年に「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(特措法)」を制定、政府が保険者に代わり補償を提供するスキームを実施している。同スキームを利用するにあたり、輸送に携わる船社は交付金交付契約を政府と締結している。

政府スキームにおける補償上限額等は、国際的な水準であるIGの再保険スキーム上限額を勘案して政省令で規定されており、政府は例年のIG再保険スキームの更改による変動を踏まえ、相当の額を反映した予算を編成している。2021年度における補償限度額については米国の政権交代による制裁緩和の可能性などを踏まえ、2022年3月18日、施行に必要となる事項を定めた特措法施行令を改正する政令が閣議決定され、3月24日に公布、4月1日に施行された(【資料4-3-1】参照)。

一方、2018年5月に米国がイランと関係国の間で合意された核問題に関する包括的共同作業計画(JCPOA)からの一方的離脱を表明した結果、イラン産原油輸入禁止を含む米国二次制裁が同年11月までに再発動され、日本への原油輸入も2019年5月以降全面停止となった。しかしながら、その後2021年1月に誕生した米バイデン政権はJCPOA復帰を視野に、イランを含めた関係者と協議を再開した。